

♠本日の卓話 弁護士 村上 朝久様 (蕨 RC)



【独占禁止法とカルテル】

本日は、川口北ロータリークラブの皆様に向けて、独占禁止法についてお話しさせていただきます。40分ほどお時間を頂戴しておりますが、馴染みのない方にも分かりやすく、要点を絞ってご説明いたします。

独占禁止法とは

独占禁止法は、市場における公正かつ自由な競争を確保するための法律です。

主に以下の3つの行為を規制しています：

- ・ **不当な取引制限** (カルテル・談合など)
- ・ **私的独占** (市場占有率が高すぎる企業による競争阻害)
- ・ **企業結合による競争制限** (大企業同士の合併による新規参入の妨げ)

これらの規制は、一般消費者の利益を守り、国民経済の健全な発展を促進することを目的としています。

実際の事例紹介

最近の事例として、軽油販売業者8社による価格調整が疑われ、厚労省が強制調査に入りました。これは、談合によって価格競争が阻害される典型的なケースです。

取引妨害の事例

日本野球機構がフジテレビに対して取材IDを取り消すなどの対応を行った件では、メジャーリーグの試合放送が競合と見なされ、独占禁止法上の「取引妨害」に該当する可能性があるとして警告が出されました。

独占禁止法の条文と趣旨

第1条には、独占禁止法の目的が明記されています。

特に重要なのは以下の部分です：

「一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進すること」

この趣旨を理解することが、司法試験でも重要視されます。

規制される主な行為

1. **不当な取引制限**：価格カルテル、入札談合など
2. **私的独占**：市場占有率が高すぎる企業による競争阻害
3. **不公正な取引方法**：取引妨害、再販売価格の拘束、抱き合わせ販売など
4. **企業結合の制限**：大企業同士の合併による市場の河川化

公正取引委員会の役割

独占禁止法の執行機関である公正取引委員会は、調査、立ち入り検査、警告、排除措置命令、課徴金命令、さらには刑事告発まで行います。

カルテルの定義と判例

カルテルとは、複数の事業者が競争を回避する目的で、価格や供給量などを協議・調整する行為です。

結びに

独占禁止法は、大企業だけでなく、私たちの身近な経済活動にも深く関わる法律です。

事業活動を行う上で、自由競争の重要性と法の趣旨を理解し、健全な経済社会の形成に寄与していくことが求められます。

♠出席・ニコニコ報告 藤原 忠由委員長

村上朝久様	本日は卓話をさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。
稲川 和成	村上様よろしくお願い申し上げます。
奥富 精一	村上様よろしくお願い申し上げます。
上地龍之介	村上様よろしくお願い申し上げます。
切通 勇次	よろしくお願いします。
島崎 清美	熊木様お疲れの所御来店ありがとうございます。御座いました。
島崎 清美	田中様お気遣いの御来店ありがとうございます。御座いました。
須田 清	村上弁護士さん卓話よろしくお願いします。
藤原 忠由	村上先生卓話よろしくお願い申し上げます。
増田 徹	村上様本日はよろしくお願い申し上げます。
森川 昌紀	村上先生本日はよろしくお願い申し上げます。

11口 11,000円 累計 99,000円

9月25日 親睦夜間例 博多っ子にて



9/25・26 国際奉仕委員会 安山クラブ例会訪問

